

## 平成 31 年度シティプロモーション推進業務委託に関する業者選定実施要領

- 1 件名 平成 31 年度シティプロモーション推進業務委託
- 2 目的 平成 31 年度シティプロモーション推進業務委託に関する業者選定及び契約に関する事項について、関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定める。
- 3 契約概要について
  - (1) 委託内容 別紙仕様書のとおり
  - (2) 委託期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 32 年 3 月 31 日
  - (3) 契約方法 公募型プロポーザル方式（随意契約）
  - (4) 業務規模概算額 10,028,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以下
- 4 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の各号に掲げる条件をすべて満たさなければならぬ。

  - (1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
  - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- 5 参加意向申出書及び仕様書等の配布、提出及び問合せ先
  - (1) 配布・提出期間

平成 31 年 2 月 6 日(水)から平成 31 年 2 月 18 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日及び祝日）ならびに平日の正午から午後 1 時までを除く。
  - (2) 配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市川崎区東田町 5-4 川崎市役所第 3 庁舎 1 1 階  
総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当 佐藤・青山担当  
電話番号 044-200-2473  
ファクス 044-200-3915  
e-mail 17brand@city.kawasaki.jp

（市ホームページ「お知らせ・イベント・募集」の「募集情報」からもダウンロード可能）
  - (3) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式 1） 1 部  
イ 応募事業者概要 1 部
  - (4) 提出方法 持参とする。
- 6 参加資格確認結果通知書の交付

5 により参加意向申出書を提出した者には、4 の事項について確認を行い、参加資格確認結果通知書（様式 2）を交付するものとする。

交付日 平成 31 年 2 月 21 日（木）（郵送発送日）
- 7 提案資格の喪失

6 により通知を受けた者が資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、すでに提出された提案書は無効とする。

  - (1) 4 にある参加資格を満たさないこととなったとき
  - (2) 参加意向申出書及び提案書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき
  - (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき

(4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

## 8 仕様に関する質問

(1) 質問先 5 (2) に同じ。

(2) 質問受付期間

平成 31 年 2 月 6 日 (水) から平成 31 年 2 月 27 日 (水) の午後 5 時までとする。

(3) 質問受付方法

メールによる (様式は問わない)。なお、質問した場合は電話にてその旨を 5 (2) の問い合わせ先に連絡すること。

(4) 質問に対する回答

平成 31 年 3 月 4 日 (月) 午後 5 時までに参加資格確認結果通知書の交付を受けた者へ電子メールにて回答書を送付する。

## 9 企画提案書について

(1) 提出期限 平成 31 年 3 月 7 日 (木)

(2) 提出場所 5 (2) に同じ

(3) 提出方法

持参とする。(提出期限までの開庁日で午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間。ただし正午から午後 1 時までを除く。)

(4) 提出書類

ア 企画書 12 部 (A4 10 ページ以内)

イ 応募事業者概要 12 部

ウ 見積書 (総額、内訳を記載) 1 部 及び 見積書のコピー 11 部

## 10 プレゼンテーション・ヒアリング (企画提案)

(1) 日時 平成 31 年 3 月 15 日 (金) (時間は後日連絡)

(2) 場所 川崎市川崎区東田町 5-4 川崎市役所第 3 庁舎 11 階会議室

(3) 説明時間等

各団体説明時間は 20 分、その後 10 分間は質疑等を行う。

(4) 結果通知

企画提案に基づき評価・採点を行った結果は、各団体あて結果通知書 (様式 4) を送付し、通知するものとする。

非特定の通知を受けた者は、通知日から 30 日以内において、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

## 11 平成 31 年度シティプロモーション推進業務委託プロポーザル評価委員会について

(1) 設置及び開催について

総務部長を委員長とした「シティプロモーション推進業務 プロポーザル評価委員会」を設置し、次により委員会を開催する。

(2) プロポーザル評価委員会委員 (8 名)

委員長 総務企画局総務部長

委員 総務企画局シティプロモーション推進室長

委員 総務企画局シティプロモーション推進室ブランド戦略担当課長

委員 総務企画局総務部庶務課長

委員 総務企画局情報管理部 ICT 推進課長

委員 総務企画局シティプロモーション推進室広報担当課長

委員 経済労働局産業振興部観光プロモーション推進課長

委員 川崎市メディアコーディネーター

(3) 評価項目

ア 情報収集力

イ 現状分析力

ウ 企画の視点

エ 企画作成力

オ 企画実行力

カ 実施体制・積極性

(4) 提案者が多数見込まれる場合の措置

提案者が多数あり、受託者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、プロポーザル評価委員会において、あらかじめ(3)の評価項目について事前評価を行い、上位4団体がプレゼンテーション・ヒアリングによる審査・評価を受けることができるものとする。

(5) 開催日等

10に同じ

(6) 選定方法

「平成31年度シティプロモーション推進業務委託」業者選定方法について」に基づき行う。

12 その他

(1) 使用する言語及び通貨 日本語・円

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

イ ア以外の場合は、契約金額の10%を納入する。

(4) 前払金 否

(5) 提案書作成及び提出に関する費用負担 提案者負担とする。

(6) 提出された書類は返却しない。

(7) 応募申込や企画提案に関する書類の作成及び提出に要する経費は提出者の負担とする。

(8) 本契約の締結については、平成31年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要する。